

「定期預金共通規定」新旧対照表

現行	改定後
<p><b>7. (解約等)</b>            次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①～④【現行どおり】</p>	<p><b>7. (解約等)</b>  <u>(1) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</u></p> <p>①～④【現行どおり】</p> <p><u>(2) この預金が、当行の定める一定期間、預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</u></p> <p><u>(3) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求めると場合には、通帳（または証書）および届出の印章を持参のうえ、口座開設店に申出てください。</u>  <u>この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</u></p>
	<p><b>8. (通知等)</b>  <u>届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p>
<p><b>8. (規定の改訂)</b>            (1)～(2)【現行どおり】</p>	<p><b>9. (規定の改訂)</b>            (1)～(2)【現行どおり】</p>

以上